

令和8年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務

2 委託業務の目的

県民のがん検診受診率は向上しているものの、肺がん検診を除き、目標の60%に届いておらず、検診の未受診理由として、「忙しい」や「受けるのが面倒」が半数を占めている。

受診率が低い働き盛り世代のがん検診受診を後押しするため、事業所から従業員へ受診勧奨していただきやすいように研修動画やマニュアルを作成するなどの環境整備や、子どもから身近な大人へメッセージカードを送る取り組み等を行っているが、より多くの方のがん検診を受診していただけるよう、広報の強化が必要である。

がんは、進行度合いにより生存率が大きく異なる病気であり、早期のがんは自覚症状がないことから、無症状の時に受診することが重要である。

本キャンペーンにより、自らの健康に対する意識づけを促し、がん検診及び精密検査の受診につなげることで、がんの予防・早期発見・早期治療につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の概要

- (1) メディアミックスによる啓発（がん検診、ペアでがん検診受診した者に抽選でプレゼントが当たるキャンペーン、広域検診）
- (2) ペアでがん検診受診した者に抽選でプレゼントが当たるキャンペーンの実施
- (3) 子から保護者など身近な大人へのメッセージカードの作成、送付
- (4) がん検診啓発資材の作成（既存資材を更新）、発送
- (5) HPVワクチン接種啓発（SNS 広告、チラシの作成・送付）
- (6) 新聞広告（がん検診広域実施、肝炎ウイルスデー）データ作成、掲載
- (7) デジタルサイネージ（街頭ビジョン）でのがん検診CMの掲示
- (8) とさでん交通車内ポスターの掲示（広域検診・夜間検診のポスター作成、送付）

5 委託業務の内容

- (1) メディアミックスによる啓発（がん検診、ペアでがん検診受診した者に抽選でプレゼントが当たるキャンペーン、広域検診）

複数の広報メディア・手法（ex. テレビ、ラジオ、Yahoo!、Google、Youtube、Instagram、LINE、映画広告など）を使った広報を実施すること。

【内容】下記の3種類の広告とする。

- ① がん検診
- ② ペアでがん検診受診した者に抽選でプレゼントが当たるキャンペーン
- ③ 広域検診

【ターゲット】

- ① 40歳から50歳の男女
- ② 20歳以上の男女（特に40歳から50歳のカップル）
- ③ 20歳から50歳の女性及び40歳から50歳の男性

【実施時期・目標】

- ①及び② ア) テレビ：令和8年9月から令和8年10月及び令和9年1月に150本以上
- ① ア) Google：令和8年9月から令和8年10月に140万回以上
- ② ア) Google：令和8年8月から令和9年1月に100万回以上
イ) Instagram：令和8年8月から令和9年1月に37万回以上
ウ) LINE：令和8年8月から令和9年1月に53万回以上
- ③ ア) Google：令和9年1月に12万回以上

【共通事項】

- ① 広告素材（バナー等）は過去実施した広告データを引き継ぐ形とするか、新たに作成するか企画提案すること。なお、過去実施データは県から提供可能（一部数値は修正の必要あり）。
- ② 広告の効果を検証し、クリック数の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、広告媒体・ターゲティングの見直し等）について、定期的に県に報告し、県と協議のうえ実施すること。
- ③ 広告表示数、クリック数、視聴者の属性（年齢、性別、時間帯等）等の数値を集計・分析し、今後の改善点や総合的な評価を盛り込んだ効果測定レポートを作成すること。
- ④ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。校了後、①において作成したものを成果物として、委託者へPDF形式、ai形式及びPNG形式で電子データを県が別途指定する時期に納品すること。
- ⑤ 上記④の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

(2) ペアでがん検診受診した者に抽選でプレゼントが当たるキャンペーンの実施

- ① がん検診そのものへの認知度を高めるとともに、未受診者に対して検診受診へのきっかけを与え、検診受診を促すため、ペアで検診受診（受診日時、機関は別々で可）した者に抽選でプレゼントが当たるキャンペーンを実施すること。特に、40歳から50歳代のカップルをターゲットにすること。
- ② 応募対象は、令和8年4月1日（水）から令和9年1月31日（日）までにがん検診（肺・胃・大腸・子宮頸・乳）を受診した20歳以上の高知県内に居住する2名1組とする。
- ③ 応募受付期間は、令和8年8月1日（土）から令和8年10月31日（土）まで、令和8年11月1日（日）から令和9年1月31日（日）までの2回に分けて実施することとし、抽選日はそれぞれ令和8年11月中旬、令和9年2月中旬とする。
- ④ 応募者とペア応募者の情報を入力できる応募フォームを作成すること。また、ウェブサイトは常時SSL対応とし、通信回線に対する盗聴防止のため、通信の暗号化を行うこととする。また、専用ウェブサイトは、「こうちがんサポネット」でも周知を図れるようにすること。
- ⑥ 応募者数は、1,000組を目標とすること。
- ⑦ ポスター（A2・カラー600部）及びチラシ（A4・両面カラー6,000部）を作成し、令和8年7月21日（火）までに県が指定する最大360カ所（検診機関、高知家健康づくり支援薬局）に、県が提供する鑑文を同封のうえ送付すること。残ったポスター（4つ折り）及びチラシを納品すること。
- ⑧ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。校了後、⑦において作成したものを成果物として、委託者へPDF形式及びai形式で電子データを納品すること。
- ⑨ 上記⑦、⑧の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

- ⑩ 総額20万円以内のプレゼント手配（協賛企業提供の賞品以外は原則として県産品とすること）、当選者の抽出・連絡、プレゼント発送を行うこと。
- ⑪ 初受診や複数がん検診の受診促進策を実施すること。
- ⑫ 応募者に対し、アンケート（2～3問を想定。設問は県から提供）をとれるよう設定し、集計を行うこと。
- ⑬ キャンペーンの申込状況が芳しくない場合は、受注者の責任において、広報の見直しなど目標達成に向けた方策を実施すること。
- ⑭ 業務終了後は、専用ウェブサイトのアクセス数（PV数、ユニーク数）を日別、週別、月別に集計した報告書を県に提出すること。

(3) 子から保護者へのメッセージカード送付

- ① 小学校5・6年生及び中学生が、がん教育の授業で使用し、家庭へ持ち帰って保護者等の身近な大人とがん予防や健康の大切さを話し合うきっかけとなるメッセージ欄つきチラシ（A4両面・カラー・2,000部）を作成すること。
- ② 6月中旬までに、県から提供した学校リスト（50校）へ送付すること。
- ③ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。校了後、①において作成したものを成果物として、委託者へPDF形式及びai形式で電子データを納品すること。
- ④ 提出されたデータについては、高知県が行うがん啓発事業に限り、二次利用を承諾すること。その際、裏面に県が別途作成したメッセージ等記載欄を印刷して使用する場合があることを承諾すること。
- ⑤ 上記③の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

(4) がん検診啓発資材の作成（既存資材を更新）、発送

- ① 令和7年度に作成したがん検診啓発資材（5種類）のデータ（県から提供）を一部更新のうえ、印刷すること。
- ② がん検診啓発資材のサイズ、用紙等については、下記のとおりとすること。
 - ア じゃばらリーフレット：10cm×21cm×6面じゃばら折り・マットコート紙・両面・カラー・50,000部
 - イ がん検診チラシ：A4・マットコート紙73kg・両面・カラー・30,000部
 - ウ 乳がん検診チラシ：A4・マットコート紙73kg・両面・カラー・11,000部
 - エ 子宮頸がん検診チラシ：A4・マットコート紙73kg、両面・カラー・11,500部
 - オ 乳・子宮がん土日検診チラシ：A4・マットコート紙73kg・両面・カラー・5,000部（5月中旬納品）
- ③ オを除き12月上旬を目途に校了し、12月末までに県で作成する鑑文を同封のうえ、啓発資材を希望する市町村（30ヵ所）及び福祉保健所（5ヵ所）へ希望枚数を発送すること。残ったチラシを納品すること。
- ④ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。校了後、②において作成したものを成果物として、委託者へPDF形式及びai形式で電子データを納品すること。
- ⑤ 上記④の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

(5) HPVワクチン接種啓発(SNS広告、チラシの作成・送付)

【SNS広告】

- ① Instagram及びGoogleを使用した広告を実施すること。
- ② 小6～高1の親世代が興味を持ち、接種につながる内容とすること。
- ③ 期間は令和8年5月から令和8年9月とし、60万回以上を目標に配信すること。
- ④ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。4月末を目途に校了し、校了後、作成したデータを成果物として委託者にPDF形式、ai形式及びPNG形式で電子データ

を納品すること。

- ⑤ 上記④の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

【チラシの作成・発送】

- ① 12歳から16歳の女性が興味を持ちやすい訴求力の高いデータを作成すること。
- ② 用紙はマットコート紙73kg・両面カラー印刷とし、16,000部作成すること。
- ③ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。校了後、作成したデータを成果物として委託者にPDF形式、ai形式及びPNG形式で電子データを納品すること。
- ④ 納品は、7月上旬までに、小学校（6年生）、中学校、高校（1年生）の計338カ所へ仕分け、梱包し、県で作成する鑑文を印刷・同封のうえ送付すること。残ったチラシを納品すること。
- ⑤ 上記③の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

（6）新聞広告（がん検診広域実施、肝炎ウイルス検査）データ作成、掲載

【がん検診広域実施】

- ① 40歳から60歳代の男女が、興味・関心を持ちやすい訴求力の高いものであること。
- ② 掲載時期は令和9年1月上旬でモノクロ全3段とし、広域がん検診の案内及びがんフォーラムの案内を掲載することとする。
- ③ 作成にあたっては、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。
- ④ 成果品として、掲載紙1部を納品すること。

【肝炎ウイルス検査】

- ① 20歳以上の男女が、興味・関心を持ちやすい訴求力の高いものであること。
- ② 掲載日は令和8年7月28日（火）とすること。
- ③ 記事はモノクロ半5段とし、肝炎ウイルス検査の案内を掲載すること。
- ④ 作成にあたっては、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。
- ⑤ 成果品として、掲載紙1部を納品すること。

（7）デジタルサイネージ（街頭ビジョン）でのがん検診CMの掲示

- ① デジタルサイネージ（街頭ビジョン）で令和8年9月1日から令和8年9月7日の1週間、がん検診啓発CMで使用した動画を掲示すること。
- ② 管理者への使用許可申請と掲示は事業者で行うこと。

（8）とさでん交通車内ポスターの掲示（広域検診、夜間検診のポスター作成、送付）

【夜間検診】

- ① 働き盛りの40歳から50歳代の男女が、がん検診を受けたいと思うようなデザインのB3サイズのポスターを作成すること。
- ② 用紙はマットコート紙・片面カラー印刷とし50部印刷すること。
- ③ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。校了後、作成したデータを成果物として委託者にPDF形式、ai形式及びPNG形式で電子データを納品すること。
- ④ 9月上旬から18日間以上、とさでん交通電車内（30両）に車内ポスターでB3ポスターを掲示すること。
- ⑤ 上記③の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

【広域検診】

- ① 働き盛りの40歳から50歳代の男女が、がん検診を受けたいと思うようなデザインのB3サイズのポスターを作成すること。
- ② 用紙はマットコート紙・片面カラー印刷とし50部印刷すること。
- ③ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。校了後、作成したデータを成果物として委託者にPDF形式、ai形式及びPNG形式で電子データを納品すること。

④ 令和9年1月上旬から18日間以上、とさでん交通電車内（30両）に車内ポスターでB3ポスターを掲示すること

⑤ 上記③の納品時に成果物の譲渡とし、著作権は県に帰属するものとする。

(9) その他の効果的な取組の提案及び実施

本業務の目的達成に効果的と考えられる取組を提案し、県と協議のうえ実施すること。

6 事業全体に係る留意点

(1) 当該業務の実施体制を明記すること。再委託を行う場合は、各事業者名、役割について明記すること。なお、参加事業者の業務実績（類似した業務も含む）を明記すること。

(2) この委託業務により生じる著作権及び使用権については、全て高知県に帰属する。

(3) 本事業で制作する広報物は、個人情報の保護その他法令遵守に十分配慮して制作すること。

7 事業実績報告

受託者は、本事業が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、県に提出しなければならない。提出物は、事業の詳細な実施状況が確認できる紙媒体1部及び本業務に係るすべてのデジタルデータとする。

なお、データはDVDディスクに記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウイルスチェックを行うこと。

8 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、県と協議し承認を得ること。

9 その他特記事項

(1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託事業者が協議のうえ決定する。

(4) 委託業務の内容全般に関して、受託先決定後、受託者と県担当者との間で打ち合わせを行い、調整を図ること。なお、要改善項目が明確になった場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。

(5) 業務が完了するまでの過程において、緊密に状況を報告すること。

(6) 本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取り扱い、漏えい及び盗用をしないこと。

(7) 成果物及び成果品については別紙のとおりとする。